



医危第1331号
令和2年10月1日

各保健所設置市感染症主管課長

神奈川県健康医療局医療危機対策室長

「発熱診療等医療機関指定要綱」の制定に伴う指定申請の各管内医療機関への周知について（依頼）

日ごろから、新型コロナウイルス感染症を始めとした感染症対策の推進に格別の御理解と御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、令和2年9月15日付け厚生労働省事務連絡により、インフルエンザ流行期に発熱患者等が地域において適切に診療及び検査を受けられるようにするため、各都道府県において、発熱患者等の診療又は検査を行う医療機関を指定するものとされているところです。

これを受け、本県では「発熱診療等医療機関指定要綱」を制定し、順次、発熱診療等医療機関の指定を希望する医療機関からの申請の受付を開始しました。

各医療機関への申請の周知については、神奈川県医師会を通じて各郡市医師会会員への周知を、神奈川県病院協会を通じて同協会会員への周知を依頼しているところですが、各団体非会員の方を含めた確実な周知を図るため、別紙記載の申請方法について、各管内の医療機関への電子メールの送付、郵送、ホームページへの掲載等により、周知していただきますようよろしくお願いいたします。

問合せ先

企画グループ 松本

045-210-4615（直通）

感染症対策グループ 村岡・山田（健）

045-210-4791（直通）

045-285-0776（直通）

発熱診療等医療機関の指定申請等について

- ※ 指定申請の最新情報については、次の県ホームページで随時周知します。
https://www.pref.kanagawa.jp/docs/ga4/covid19/ms/hybrid_20201001.html
上記URLを直接打ち込むか、「神奈川県 発熱診療等医療機関」で検索してください。

1 発熱診療等医療機関について

- 発熱診療等医療機関は、受診・相談センター（仮称）や地域の医療機関から紹介を受けた患者や自院のかかりつけ患者（自院のかかりつけ患者のみへの診療・検査も可能）への診療・検査を行う医療機関です。

※ 在宅医療を専門に行っている医療機関であっても申請の対象になりません。

- 神奈川県から指定を受けた発熱診療等医療機関（以下「指定医療機関」）は、厚生労働省国庫補助金（インフルエンザ流行期における発熱外来診療体制確保支援補助金）を直接受けることが可能です。
- 指定を受けるためには、下記の施設要件及び機能要件を満たしており、かつ神奈川県への申請が必要です。
- 県は、申請のあった医療機関に対し、神奈川県発熱診療等医療機関指定要綱に基づき指定し、指定書を交付します。

2 発熱診療等医療機関の要件等（要綱第2条・第5条関係）

- 発熱診療等医療機関として指定を受けるためには、要綱第2条の施設要件及び機能要件を満たしていることが必要です。また、厚労省事務連絡により、指定を受けた後は、G-MIS及びHER-SYSにより、日々の受診者数、検査数等の入力を行うものとされています。

■施設要件の概要（要綱第2条第1号）

- 可能な限り動線が分けられていること。
- 適切な感染対策が講じられていること。

≪検査を行う場合≫

- 必要な検査体制が確保されていること。検査又は検体採取を地域外来・検査センター等に依頼する場合には、設置主体との連携体制が取られていること。

- 神奈川県又は保健所設置市と行政検査の委託契約を締結していること。

≪自院のかかりつけ患者及び自院に相談のあった患者である発熱患者のみを受け入れる場合≫

- 院内掲示等により、自院のかかりつけ患者に対して、発熱等の症状が生じた場合には、電話で相談した上で、自院で診療・検査可能である旨を周知すること。

■機能要件の概要（要綱第2条第2号）

- 申請で県に報告した曜日別の診療・検査時間内において、受診・相談センター（仮称）等から患者の受入要請があった場合は、原則として、速やかに患者の診療・検査を受け入れること。
- 発熱診療等医療機関は、自院を受診した患者が新型コロナウイルス感染症の検査結果が陽性であった場合は、速やかに管轄の保健所に発生届の提出を行い、保健所の調査に協力すること。

■G-MIS 及び HER-SYS による報告（要綱第5条）

- 指定医療機関は、発熱診療等医療機関として指定されている期間中は、G-MIS に日々の受診者数、検査数等の入力を行うことが必要です。ただし、G-MIS の ID 振り出しを国に要請している期間等において入力が困難な期間の分は、可能な範囲でさかのぼって入力を行うことができます。また、群市医師会等の関係団体等が実施可能な場合は、複数の指定医療機関の報告内容を日々取りまとめて、代理入力によることができます。
- 指定医療機関は、発熱診療等医療機関として指定されている期間中は、新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム（HER-SYS）に必要な情報の入力を行うことが必要です。
- 上記の要件等は、令和2年9月15日付け厚生労働省健康局結核感染症課事務連絡「令和2年度インフルエンザ流行期における発熱外来診療体制確保支援補助金に係る対応について」別紙1に記載されている要件と同等です。

3 指定申請手続

- 発熱診療等医療機関の指定を希望する県内の医療機関は、別添の申請書（様式第1号）の提出が必要です。
- 申請書記載事項をすべて記載の上、次の電子メールアドレスあてに申請

書データを電子メール添付で提出してください。

iryoukiki-kikaku.3p6r@pref.kanagawa.jp

- 電子メールでの提出が困難な場合は、次のあて先に郵送にて提出してください。その場合、下記の期限までに必着にて提出いただくことが必要です。

住所 〒231-8588 横浜市中区日本大通1（新庁舎5階）
宛先 神奈川県 健康医療局 医療危機対策本部室 発熱診療等医療機関
指定申請書受付担当宛

- 提出前に、今一度、不備がないか必ずご確認ください。不備がありますと、補正又は再提出が必要になるため、指定書の交付の遅延につながります。
- なお、指定を受けた医療機関が厚生労働省に提出する国庫補助金の交付申請期限が短いことに鑑み、電子メールでの提出を可能とするため、申請書への代表者印の押印は不要とします。郵送の場合も、押印不要です。

【提出期限】令和2年10月16日（金）17時（必着）

- 本指定については、非常に多くの医療機関からの申請が想定されており、処理に時間を要する見込みです。また、申請書提出期限近くには、申請が集中することが予想され、処理により多くの時間を要する場合があります。そのため、可能な限りお早めに提出していただくようお願いします。
- 指定書は、申請書に記載された医療機関所在地又は指定書送付先住所に郵送します。
- 処理状況は、上記県ホームページにて随時周知します。

（参考）国庫補助金申請について

- 神奈川県から指定を受けた発熱診療用医療機関は、国庫補助金の交付を受けることができます。
- 次の提出期限までに、指定医療機関から厚生労働省に必要書類を直接提出してください。

第1回締切日 令和2年10月12日（月）

第2回締切日 令和2年10月30日（金）

○ 補助対象経費（厚生労働省「令和2年度インフルエンザ流行期における発熱外来診療体制確保支援補助金（インフルエンザ流行期に備えた発熱患者の外来診療・検査体制確保事業）交付要綱」）

（交付額の算定方法）

4 この補助金の交付額は、次により算出するものとする。

ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(1) 診療・検査医療機関（仮称）が発熱患者等専用の診察室を設けた上で、予め発熱患者等の対応時間帯を住民に周知し、又は地域の医療機関や受診・相談センター（仮称）と情報共有して、発熱患者等を受け入れる体制を確保した時間に応じて、発熱患者等専用の診察室で受け入れる発熱患者等の想定受診患者数から、実際に発熱患者等専用の診察室で診療を行った発熱患者等の受診患者数を差し引いた人数に、外来診療・検査体制確保料として13,447円を乗じた額を算定する。

発熱患者等の想定受診患者数は、1日あたり20人を上限として、20人を7時間で除した数値に、診療・検査医療機関（仮称）が発熱患者等専用の診察室を設けて発熱患者等を受け入れる体制を確保した時間数を乗じた人数とする。ただし、診療・検査医療機関（仮称）が発熱患者等専用の診察室を設けて自院のかかりつけ患者及び自院に相談のあった患者である発熱患者等のみを受け入れる場合は、発熱患者等の想定受診患者数は、1日あたり5人を上限として、5人を2時間で除した数値に、診療・検査医療機関（仮称）が発熱患者等専用の診察室を設けて自院のかかりつけ患者及び自院に相談のあった患者である発熱患者等のみを受け入れる体制を確保した時間数を乗じた人数とする。

(2) (1)に関わらず、実際に発熱患者等専用の診察室で診療を行った発熱患者等の受診患者数が0人の月（令和2年9月、10月は除く。）については、(1)の算定額を2で除した額を算定した額とする。ただし、過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）の過疎地域に所在する診療・検査医療機関（仮称）の場合は、この限りでない。

(3) (1)及び(2)により算定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

発熱診療等医療機関の指定に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、インフルエンザ流行期に発熱患者等が地域において適切に診療及び検査を受けられるようにするため、発熱患者等の診療又は検査を行う医療機関（以下「発熱診療等医療機関」という。）の指定に関し必要な事項を定めるものとする。

(発熱診療等医療機関の要件)

第2条 発熱診療等医療機関は、次のすべての要件を満たすものとする。

(1) 施設要件

- ア 発熱患者等が新型コロナウイルス感染症以外の疾患の患者と接触しないよう、可能な限り動線が分けられていること。
- イ 医療従事者の十分な感染対策等により適切な感染対策が講じられていること。
- ウ 検査を行う場合は、必要な検査体制が確保されていること。検査又は検体採取を地域外来・検査センター等に依頼する場合には、設置主体との連携体制が取られていること。
- エ 検査を行う場合は、厚生労働省「新型コロナウイルス感染症にかかる行政検査の実施について」（令和2年3月4日付け健感発0304第5号）に基づき、神奈川県又は保健所設置市と行政検査の委託契約を締結していること。
- オ 自院のかかりつけ患者及び自院に相談のあった患者である発熱患者等のみを受け入れる場合は、院内掲示等により、自院のかかりつけ患者に対して、発熱等の症状が生じた場合には、電話で相談した上で、自院で診療・検査可能である旨を周知すること。

(2) 機能要件

- ア 第3条第1項に規定する申請で県に報告した曜日別診療・検査時間（第5条により変更届を提出した場合は、変更後の曜日別診療・検査時間。以下同じ。）内において、受診・相談センター（仮称）等から患者の受入要請があった場合は、原則として、速やかに患者の診療・検査を受け入れること。
ただし、自院のかかりつけ患者及び自院に相談のあった患者である発熱患者等のみを受け入れる場合は、院内掲示等により、あらかじめ自院での受入対象患者や対応時間を示すとともに、曜日別診療・検査時間内において、患者等から相談があった場合は、原則として、速やかに患者の診療・検査を受け入れること。
- イ 発熱診療等医療機関は、自院を受診した患者が新型コロナウイルス感染症の検査結果が陽性であった場合は、速やかに管轄の保健所に発生届の提出を行い、保健所の調査に協力すること。

(指定)

第3条 発熱診療等医療機関の指定を受けようとする医療機関は、様式第1号に定める申請書を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項に規定する申請に基づき、当該医療機関を発熱診療等医療機関に指定する。

(指定医療機関の情報の共有等)

第4条 県は、指定を受けた発熱診療等医療機関（以下「指定医療機関」という。）の名称、所在地、連絡先、診療検査対応時間その他患者が診療又は検査を受けるに当たって必要な情報を受診・相談センター（仮称）、県内医療関係団体及び県内各保健所に共有することができるものとする。

2 県は、第3条第1項に規定する申請で県ホームページ等における公表を可とした指定医療機関に限り、第1項に規定する情報を県のホームページに公表することができるものとする。

(報告事項)

第5条 指定医療機関は、発熱診療等医療機関として指定されている期間中は、GMISに日々の受診者数、検査数等の入力を行うものとする。ただし、GMISのID振り出しを国に要請している期間等において入力が困難な期間の分は、可能な範囲でさかのぼって入力を行うことができる。

2 前条の規定に関わらず、郡市医師会等の関係団体等が実施可能な場合は、複数の指定医療機関の報告内容を日々取りまとめて、代理入力によることができる。

3 指定医療機関は、発熱診療等医療機関として指定されている期間中は、新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム（HERSYS）に必要な情報の入力を行うものとする。

(申請事項の変更)

第6条 指定医療機関は、申請書に記載した事項を変更しようとするときは、あらかじめ、様式第2号に定める届出書により、県に届け出なければならない。

2 前項の規定により変更した事項をさらに変更しようとする場合も、同様とする。

(指定の解除)

第7条 知事は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第3条第2項の指定を解除することができる。

- (1) インフルエンザ流行期を過ぎたとき。
- (2) 指定医療機関が指定の要件を満たさなくなったとき。
- (3) 指定医療機関が指定の取下げの意思表示をしたとき。

2 前項第3号の意思表示は、様式第3号の提出により行うものとする。

(細則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、指定に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年10月1日から施行する。

令和〇年〇月〇日

神奈川県知事 殿

〇〇〇〇 (医療機関名)

〇〇〇〇 (代表者職名・氏名)

発熱診療等医療機関指定申請書

当院では、発熱診療等医療機関の指定に関する要綱(以下「指定要綱」という。)第2条に規定する施設要件及び機能要件をいずれも満たしており、発熱診療等医療機関の指定を受けたいので申請します。なお、申請に当たっては、指定要綱の各規定を誠実に実施することを誓約します。

1 医療機関情報

(※指定書の送付先が所在地と異なる場合は、指定書の送付先を記載すること)

【所在地】 郵便番号 〇〇〇-〇〇〇〇

住 所 〇〇〇〇

【指定書送付先】 郵便番号 〇〇〇-〇〇〇〇

住 所 〇〇〇〇

【標榜科名】 〇〇科

【対象患者】 () 成人 () 小児 () 成人・小児

2 実施内容

(1) 実施内容【該当する番号の()内に〇を付してください】

① () 発熱患者の診療 【3へ】

② () 発熱患者の診療及び検査 【(2)及び(3)も記すこと】

(2) 検査内容【すべての該当する番号の()内に〇を付してください】

① () PCR等検査(LAMP法・スマートアンプ法を含む)(COVID-19)

② () 抗原定量検査(COVID-19)

③ () 抗原定性検査(COVID-19)

④ () 抗原定性検査(インフルエンザ)

※検査を外注する場合も含む。

(3) 検体採取可能件数/日【検体採取可能な想定件数を記載してください】

() 検体/日

(裏面に続く)

3 対象患者【すべての該当する番号の（ ）内に○を付してください】

- ①（ ） 自院のかかりつけ患者または自院に相談のあった患者
- ②（ ） 受診・相談センターまたは他の医療機関から紹介を受けた患者
- ③（ ） 濃厚接触者

4 発熱患者等に対する診療・検査対応時間

【①診療・検査を行う予定の曜日の（ ）に○を付し、②各曜日の午前・午後の診療・検査対応予定時間、③午前・午後の診療・検査対応時間における診療・検査可能患者数、④各曜日の診療・検査対応の合計時間をそれぞれ記載してください。】

曜日	午前	午後	合計時間
()月	()時～()時 【()人】	()時～()時 【()人】	()時間
()火	()時～()時 【()人】	()時～()時 【()人】	()時間
()水	()時～()時 【()人】	()時～()時 【()人】	()時間
()木	()時～()時 【()人】	()時～()時 【()人】	()時間
()金	()時～()時 【()人】	()時～()時 【()人】	()時間
()土	()時～()時 【()人】	()時～()時 【()人】	()時間
()日	()時～()時 【()人】	()時～()時 【()人】	()時間

※曜日別診療・検査対象時間は、指定を受けた後に県に届け出を行うことによって変更が可能です。

5 発熱患者へのオンライン診療の実施の有無

- () 実施する予定 () 実施しない予定

※発熱患者への診療としてオンライン診療のみを行う場合は、国庫補助金の対象にはなりません。

6 県ホームページ等での公表の可否【（ ）内に○を付してください】

- () 可能 () 不可

7 担当者等の問合せ先

担当部署名・担当者名	
電話番号（担当者）	
電話番号（診療窓口）	
電子メールアドレス	

※電子メールアドレスについては、可能な限り記載してください（今後、県からの連絡を迅速に行うため）。

インフルエンザ流行期に備えた発熱患者の外来診療・検査体制確保事業

事業目的

国による直接執行 (予算額：2,068億円)

インフルエンザ流行期に備えて、多数の発熱患者等が地域の医療機関において適切に診療・検査を受けられる体制を整備することにより、感染症対策の強化を図る。

事業内容

都道府県の指定を受けた診療・検査医療機関(仮称)が、発熱患者等専用の診察室(時間的・空間的分離を行い、プレハブ・簡易テント・駐車場等で診療する場合を含む)を設けて、発熱患者等を受け入れる体制をとった場合に、外来診療・検査体制確保に要する費用を補助する。

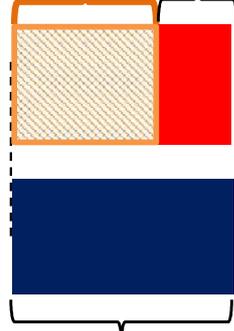
〔補助基準額〕 $13,447円 \times (\text{受入時間に応じた基準患者数} - \text{実際の発熱患者等受診患者数})$

- ・ 基準となる患者数は、1日あたり20人を上限として、体制確保時間に応じて設定。
- ・ 実際の受診患者が上記基準より少ない場合に、その人数に応じて補助金を交付。

診療・検査医療機関(仮称)において発熱患者等を受け入れる体制を確保



① 受入時間に応じた基準患者数
(1日あたり20人を上限)



体制確保料として補助
② 実際の受診患者数

体制確保時間 (1日あたり) の例	補助上限額 (1日あたり)
7時間	約26.9万円
4時間	約15.4万円
2時間	約7.7万円

〔体制確保時間7時間、実際の受診患者が5人の場合の例〕

$13,447円 \times (\text{①基準患者数}(20人) - \text{②実際の受診患者数}(5人)) = \text{約}20.2\text{万円}/\text{日}$

- ※ 自院のかかりつけ患者や自院に相談のあった患者のみを受け入れる場合は、基準患者数の1日あたり上限は5人。
- ※ 実際には全く発熱患者等の受診を受け入れない場合は補助を減額。

※ 診療・検査医療機関(仮称)の指定期間中は、新型コロナウイルス感染症医療機関等情報支援システム(G-MIS)及び新型コロナウイルス感染症等情報把握・管理支援システム(HER-SYS)に必要な情報の入力を行うこと。

(都道府県等や地域の医療関係者における診療体制の整備)

- ・ 発熱患者等から相談を受けた際に、適切な医療機関を速やかに案内できるよう、診療・検査医療機関(仮称)とその対応時間等を、地域の医療機関や受診・相談センター間で随時、情報共有。
- ・ その上で、診療・検査医療機関(仮称)から公表可能と報告のあった医療機関について、地域の医師会等とも協議・合意の上、公表する場合は、自治体のホームページ等でその医療機関と対応時間等を公表する等、患者が円滑に医療機関を受診できるより更なる方策を講じる。

※ 診療・検査医療機関(仮称)に国から必要な個人防護具を配布。

事 務 連 絡

令和2年9月15日

各都道府県衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康局結核感染症課

令和2年度インフルエンザ流行期における発熱外来診療体制確保支援補助金に係る対応について

令和2年度インフルエンザ流行期における発熱外来診療体制確保支援補助金について、「令和2年度インフルエンザ流行期における発熱外来診療体制確保支援補助金（インフルエンザ流行期に備えた発熱患者の外来診療・検査体制確保事業）の交付について」（令和2年9月15日厚生労働省発健0915第8号厚生労働事務次官通知）及び「令和2年度インフルエンザ流行期における発熱外来診療体制確保支援補助金（インフルエンザ流行期に備えた発熱患者の電話相談体制整備事業）の交付について」（令和2年9月15日厚生労働省発健0915第7号厚生労働事務次官通知）により、「令和2年度インフルエンザ流行期における発熱外来診療体制確保支援補助金（インフルエンザ流行期に備えた発熱患者の外来診療・検査体制確保事業）交付要綱」（以下「発熱外来交付要綱」という。）及び「令和2年度インフルエンザ流行期における発熱外来診療体制確保支援補助金（インフルエンザ流行期に備えた発熱患者の電話相談体制整備事業）交付要綱」（以下「電話相談交付要綱」という。）を定めたところであるが、インフルエンザ流行に備えた体制整備については、都道府県が主体となって推進することが重要であり、都道府県においては、下記について、御了知の上、対応方よろしく願います。

記

1. 「次のインフルエンザ流行に備えた体制整備について」（令和2年9月4日事務連絡）との関係

令和2年度インフルエンザ流行期における発熱外来診療体制確保支援補助金については、「次のインフルエンザ流行に備えた体制整備について」（令和2年9月4日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）に基づく体制整備を推進するためのものであり、都道府県は、本補助金を活用しながら、診療・検査医療機関（仮称）の指定及び電話相談体制を整備した医療機関の指定を進めること。

なお、本補助金は、医療機関に迅速に資金を交付する観点から、特例的に国が直接執行するが、補助対象となる医療機関は、都道府県から指定を受けた医療機関として

2. インフルエンザ流行期に備えた発熱患者の外来診療・検査体制確保事業

(1) 診療・検査医療機関（仮称）の指定

① 診療・検査医療機関（仮称）の指定要件等

発熱外来交付要綱の3に基づき、診療・検査医療機関（仮称）の指定要件等について、別紙1のとおり定める。

② 診療・検査医療機関（仮称）の指定に当たっての手続き

本補助金は国が直接執行するが、補助対象は都道府県が指定した診療・検査医療機関（仮称）であり、都道府県は、速やかに指定の手続きを進めること。都道府県は、地域における新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況やインフルエンザの流行状況等を踏まえて指定を行うこと。

都道府県は、指定に当たっては、診療・検査医療機関（仮称）に対して書面で通知すること。書面の様式は問わないが、少なくとも、医療機関名、指定日、指定解除日（予定されている場合のみ）、1週間単位の診療・検査対応時間を記載すること。

③ 診療・検査医療機関（仮称）に関する情報共有

診療・検査医療機関（仮称）を指定した場合は、都道府県は、事前に1週間単位の診療・検査対応時間等の報告を受けるとともに、診療・検査対応時間等を地域の医療機関や受診・相談センター（仮称）と情報共有することにより、発熱患者等からの相談の際に適切な医療機関を速やかに案内できるようにすること。

また、診療・検査医療機関（仮称）を指定した場合は、都道府県は、「診療・検査医療機関（仮称）」の受診者数等の報告依頼について」（令和2年9月15日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）の報告様式1により、国に速やかに報告すること。宛先は以下のメールアドレスとし、1回目の報告締切日は10月12日、2回目の報告締切日は10月30日とする。

提出先

「厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部 医療体制班」宛
メールアドレス：corona-iryuu@mhlw.go.jp

※ 以下の報告でも、宛先は同じメールアドレスとする。

なお、診療・検査医療機関（仮称）については、医療機関数、発熱患者等への対応時間数、発熱患者等の受診者数、公表状況等の全国的な状況を把握・分析し、必要に応じて公表や都道府県への助言等を行う予定である。

④ 診療・検査医療機関（仮称）に関する公表

地域の医師会等とも協議・合意の上、診療・検査医療機関（仮称）を公表する場合は、自治体のホームページ等でその医療機関と対応時間等を公表する等、患者が円滑に医療機関に受診できるよう更なる方策を講じること。

⑤ 診療・検査医療機関（仮称）の指定の解除

インフルエンザ流行期を過ぎた場合、医療機関が診療・検査医療機関（仮称）の指定要件を満たさなくなった場合は、都道府県は、診療・検査医療機関（仮称）の指定の解除を行うこと。

発熱患者等からの相談の際に適切な医療機関を速やかに案内できるよう、診療・検査医療機関（仮称）の解除があった場合は、都道府県は、地域の医療機関や受診・相談センター（仮称）と情報共有すること。

指定解除の日をもって本補助金の対象外となるため、診療・検査医療機関（仮称）の解除があった場合は、都道府県は、国に速やかに報告すること。

（２）診療・検査医療機関（仮称）への本補助金の案内

診療・検査医療機関（仮称）の指定後、医療機関は国に本補助金の交付申請を行うことが可能となるので、都道府県は、診療・検査医療機関（仮称）に対して本補助金の案内を行うこと。その際、医療機関向けの交付申請の案内（別紙２）及び交付申請書を、診療・検査医療機関（仮称）に対して配布してください。

本補助金は国が直接執行するが、インフルエンザ流行に備えた体制整備は都道府県において進めていくべきものであり、都道府県は、医療機関からの照会等に適切に対応いただくようお願いする。

3. インフルエンザ流行期に備えた発熱患者の電話相談体制整備事業

（１）電話相談体制を整備した医療機関の指定

① 電話相談体制を整備した医療機関の指定要件等

電話相談交付要綱の３に基づき、受診・相談センターからの依頼を受けて、当該センターの代理的機能として、地域の発熱患者等の土日祝日や夜間の電話相談業務を行う医療機関の指定要件等について、別紙３のとおり定める。

② 電話相談体制を整備した医療機関の指定に当たっての手続き

本補助金は国が直接執行するが、補助対象は都道府県が指定した電話相談体制を整備した医療機関であり、都道府県は、速やかに指定の手続きを進めること。本補助金は、電話相談体制の強化を図るために、受診・相談センターが、当該センターの代理的機能として、地域の発熱患者等の土日祝日や夜間の電話相談業務を医療機関に依頼できるものであり、受診・相談センターの電話相談件数に応じて、対応可能な医療機関と調整すること。

なお、受診・相談センターからの依頼を受けて、当該センターの代理的機能として、地域の発熱患者等の土日祝日や夜間の電話相談業務を行う医療機関の指定は、受診・相談センター１か所あたり３医療機関までとすること。

都道府県は、指定に当たっては、電話相談体制を整備した医療機関に対して書面で通知すること。書面の様式は問わないが、少なくとも、医療機関名、指定日、指定解除日（予定されている場合のみ）、１週間単位の相談対応時間を記載すること。

また、電話相談体制を整備した医療機関を指定した場合は、都道府県は、「診

療・検査医療機関（仮称）」の受診者数等の報告依頼について」（令和2年9月15日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）の報告様式4により、国に速やかに報告すること。宛先は以下のメールアドレスとし、1回目の報告締切日は10月12日、2回目の報告締切日は10月30日とする。

提出先

「厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部 医療体制班」宛
メールアドレス：corona-iryuu@mhlw.go.jp

③ 電話相談体制を整備した医療機関の住民への周知

受診・相談センターからの依頼を受けて、当該センターの代理的機能として、地域の発熱患者等の土日祝日や夜間の電話相談業務を行う医療機関について、都道府県は、医療機関名、相談を受け付ける電話番号、相談対応時間等を、自治体のホームページや機関紙等に掲示する等により、広く住民に周知すること。

(2) 電話相談体制を整備した医療機関への本補助金の案内

受診・相談センターからの依頼を受けて、当該センターの代理的機能として、地域の発熱患者等の土日祝日や夜間の電話相談業務を行う医療機関の指定後、医療機関は国に本補助金の交付申請を行うことが可能となるので、都道府県は、電話相談体制を整備した医療機関に対して本補助金の案内を行うこと。その際、医療機関向けの交付申請の案内（別紙2）及び交付申請書を、電話相談体制を整備した医療機関に対して配布してください。

本補助金は国が直接執行するが、インフルエンザ流行に備えた体制整備は都道府県において進めていくべきものであり、都道府県は、医療機関からの照会等に適切に対応いただくようお願いする。

診療・検査医療機関（仮称）の指定要件等

1. 概要

次のインフルエンザ流行期に、多数の発熱患者等が地域において適切に診療・検査を受けられるよう、既存の帰国者・接触者外来等も含め、発熱患者等の診療又は検査を行う医療機関である診療・検査医療機関（仮称）に対して支援などを行うことにより、発熱患者等が地域の医療機関で適切に診療・検査を受けられる体制を整備する。

2. 指定要件

- (1) 「次のインフルエンザ流行に備えた体制整備について」（令和2年9月4日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）に基づき、都道府県から、「診療・検査医療機関（仮称）」（以下「診療・検査医療機関」という。）として指定された医療機関であること。
- (2) 指定に当たっては、都道府県によって常時指定する医療機関、感染の流行状況に応じて柔軟に指定・解除を行う医療機関を設けることができ、都道府県が書面で通知する。書面の様式は問わないが、少なくとも、医療機関名、指定日、指定解除日（予定されている場合のみ）、1週間単位の診療・検査対応時間を記載すること。
- (3) 都道府県は、都道府県で設置する協議会（「地域で新型コロナウイルス感染症の患者が増加した場合の各対策（サーベイランス、感染拡大防止策、医療提供体制）の移行について」（令和2年3月1日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部）の5に掲げる協議会。以下「協議会」という。）で、地域における整備方針や課題等の協議を行った上で、指定すること。また、都道府県は、新型コロナウイルス感染症医療機関等情報支援システム（以下「G-MIS」という。）等で診療・検査状況を確認し、必要に応じて、協議会に諮った上で、方針を見直すこと。
- (4) 都道府県は、診療・検査医療機関の指定を行う際には、その医療機関から以下の事項の報告を受けること。
 - ・ 医療機関名、住所、電話番号、担当部署又は担当者
 - ・ その医療機関で診療・検査対象となる患者（相談体制を整備した医療機関や受診・相談センターから案内を受けた患者を受入れ可能か、自院のかかりつけ患者や自院に相談があった患者のみを受け入れるか、濃厚接触者等に対する検査も担うか等）
 - ・ 実施内容（診療と検査いずれも対応可能か、検査方法は何を実施可能か（PCR検査、抗原定量検査、抗原定性検査）等）
 - ・ 1週間単位の診療・検査対応時間
 - ・ 自治体のホームページ等での公表の可否また、都道府県は診療・検査医療機関を指定した場合には、速やかに厚生労働省に報告すること。

3. 施設要件

- (1) 発熱患者等が新型コロナウイルス感染症以外の疾患の患者と接触しないよう、可能な限り動線が分けられていること。
- (2) 必要な検査体制が確保されていること（検査（検体採取）を地域外来・検査センター等に依頼する場合には、連携体制がとれていること）。
- (3) 医療従事者の十分な感染対策を行うなどの適切な感染対策が講じられていること。
- (4) 検査を行う場合には、「新型コロナウイルス感染症にかかる行政検査の実施について」（令和2年3月4日付け健感発 0304 第5号）に基づき、都道府県・保健所設置市・特別区（以下「都道府県等」という。）と行政検査の委託契約を締結していること。
- (5) 発熱外来交付要綱4（1）のただし書きに該当する場合（自院のかかりつけ患者及び自院に相談のあった患者である発熱患者等のみを受け入れる場合）は、院内掲示を行う等、自院のかかりつけ患者に対して、発熱等の症状が生じた場合には、電話で相談した上で、自院で診療・検査可能である旨を周知すること。

4. 診療・検査医療機関の周知に関する要件

次の①②のいずれかの方法で、地域でインフルエンザ流行に備えた相談・診療・検査体制を整備するに当たって必要な下記の情報を、都道府県等、受診・相談センター、地域の医療機関間で共有すること。

- ① 診療・検査医療機関の管理者（代理の者）が指定の際に都道府県に報告し、都道府県が自治体のホームページで掲示（この場合、都道府県は全ての診療・検査医療機関の情報や、報告を受けた全ての情報を掲示する必要はないが、掲示しない情報については②の方法で共有を行うこと）
- ② 診療・検査医療機関の管理者（代理の者）が指定の際に都道府県に報告し、都道府県が管内の保健所設置市・特別区、受診・相談センター、地域の医療機関等関係者に連絡（診療・検査医療機関の指定の追加や変更があった場合には、随時連絡）

地域でインフルエンザ流行に備えた相談・診療・検査体制を整備するに当たって必要な情報とは、具体的には、以下の内容が考えられること。

- ・ 医療機関名、住所、電話番号、担当部署又は担当者
- ・ その医療機関で診療・検査対象となる患者（相談体制を整備した医療機関や受診・相談センターから案内を受けた患者を受け入れ可能か、自院のかかりつけ患者や自院に相談があった患者のみを受け入れるか、濃厚接触者等に対する検査も担うか、対応出来る外国語等）
- ・ 実施内容（診療と検査いずれも対応可能か、検査方法は何を実施可能か（PCR検査、抗原定量検査、抗原定性検査、等）
- ・ 診療・検査対応時間 等

5. 機能要件

- (1) 診療・検査医療機関の管理者（代理の者）は、都道府県に報告することにより、

都道府県等、受診・相談センター、地域の医療機関に対して、予め自院での対応時間等を示した上で、その範囲で、受診・相談センターや相談体制を整備した医療機関から患者の診療・検査の受入れ要請があった場合、又は患者から相談があった場合、原則速やかに患者の診療・検査を受け入れること。

発熱外来交付要綱4(1)のただし書きに該当する場合(自院のかかりつけ患者及び自院に相談のあった患者である発熱患者等のみを受け入れる場合)は、診療・検査医療機関の管理者(代理の者)は、かかりつけの患者に対して、院内掲示を行う等により、予め自院での受入れ対象患者や対応時間等を示すとともに、都道府県に報告することにより、都道府県等、受診・相談センター、地域の医療機関に対して、予め自院での受入れ対象患者や対応時間等を示した上で、その範囲で、患者から相談があった場合、原則速やかに患者の診療・検査を受け入れること。

- (2) 診療・検査医療機関は、自院を受診した患者が、新型コロナウイルス感染症であった場合には、速やかに保健所や都道府県調整本部(「新型コロナウイルス感染症の患者数が大幅に増えたときに備えた入院医療提供体制等の整備について(改訂)」(令和2年3月26日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部)の別添Ⅱに規定する都道府県調整本部)に連絡し、患者の状態を伝える等、患者の療養先の検討に協力すること。また、自宅療養や自宅での待機を行っている患者に対するフォローアップについては、保健所等の業務負担軽減を図るとともに、医学的知見に基づいた対応を行うため、可能な範囲で協力すること。

6. 報告事項

- (1) 診療・検査医療機関は、診療・検査医療機関として指定されている期間中は、G-MISに日々の受診者数や検査数の入力を行うこと。ただし、G-MISのID振り出しを国に要請している期間等、入力が困難な期間の分は、可能な範囲でさかのぼって入力を行うこと。なお、報告業務の効率化の観点から、都道府県医師会や群市区医師会等の関係団体等が、複数の診療・検査医療機関の報告内容を日々取りまとめて、代理入力する方法としても差し支えない。
- (2) 診療・検査医療機関は、診療・検査医療機関として指定されている期間中は、新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム(HER-SYS)に必要な情報の入力を行うこと。

(医療機関向け)

インフルエンザ流行期における発熱外来診療体制確保支援補助金の
交付申請のご案内

- インフルエンザ流行期における発熱外来診療体制確保支援補助金（インフルエンザ流行期に備えた発熱患者の外来診療・検査体制確保事業及びインフルエンザ流行期に備えた発熱患者の電話相談体制整備事業）の交付申請については、この案内を参考としてください。

1. 交付申請書の送り先

※ 以下まで郵送により送付願います。

住所 〒100-8779 銀座郵便局留

宛先 100-8916 厚生労働省発熱外来診療体制確保支援事業担当 宛

2. 送付するもの

交付申請書様式（厚生労働省ホームページからダウンロードしてください）

添付書類

※ 厚生労働省ホームページを確認してください。

3. 締切日

1回目締切日：令和2年10月12日

2回目締切日：令和2年10月30日

4. 問い合わせ先

厚生労働省医療提供体制支援補助金コールセンター

電話番号：0120-336-933

※ 補助金申請は、行政書士事務所等に委託し、代理申請することも可能です。

電話相談体制を整備した医療機関の指定要件等

1. 概要

次のインフルエンザ流行期に、患者が相談先・受診先に迷うことがなく、また、一つの医療機関や相談窓口に殺到することないように、発熱患者等が電話等で相談を行い、看護職員等が適切な医療機関を案内するとともに、家庭内での感染対策や受診にあたっての留意事項などの指導を行える相談体制を整備した医療機関に対して支援などを行うことにより、発熱患者等が地域で適切に相談を受けられる体制を整備する。

2. 指定要件

- (1) 「次のインフルエンザ流行に備えた体制整備について」(令和2年9月4日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡)に基づき、都道府県から、相談体制を整備した医療機関として指定された医療機関であり、そのうち、受診・相談センターからの依頼を受けて、当該センターの代理的機能として、地域の発熱患者等の土日祝日や夜間の電話相談業務を行う医療機関であること。
- (2) 受診・相談センターからの依頼を受けて、当該センターの代理的機能として、地域の発熱患者等の土日祝日や夜間の電話相談業務を行う医療機関は、受診・相談センター1か所あたり3医療機関までとすること。
- (3) 指定に当たっては、都道府県によって常時指定する医療機関、感染の流行状況に応じて柔軟に指定・解除を行う医療機関を設けることができ、都道府県が書面で通知する。書面の様式は問わないが、少なくとも、医療機関名、指定日、指定解除日(予定されている場合のみ)、1週間単位の相談対応時間を記載すること。
- (4) 都道府県は、都道府県で設置する協議会(「地域で新型コロナウイルス感染症の患者が増加した場合の各対策(サーベイランス、感染拡大防止策、医療提供体制)の移行について」(令和2年3月1日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部)の5に掲げる協議会。以下「協議会」という。)で、地域における整備方針や課題等の協議を行った上で、指定すること。また、都道府県は、新型コロナウイルス感染症医療機関等情報支援システム(以下「G-MIS」という。)等で相談対応状況を確認し、必要に応じて、協議会に諮った上で、方針を見直すこと。
- (5) 都道府県は、指定の際には、その医療機関から以下の事項の報告を受けること。
 - ・ 医療機関名、住所、電話番号、担当部署又は担当者
 - ・ 相談を受け付ける電話番号
 - ・ 1週間単位の相談対応時間また、都道府県は電話相談体制を整備した医療機関を指定した場合には、速やかに厚生労働省に報告すること。

3. 施設要件

- (1) 対応時間に想定される患者からの相談に対応できる体制を確保していること。

4. 住民への周知に関する要件

相談体制を整備した医療機関として指定された医療機関のうち、受診・相談センターからの依頼を受けて、当該センターの代理的機能として、地域の発熱患者等の土日祝日や夜間の電話相談業務を行う医療機関について、都道府県は、医療機関名、相談を受け付ける電話番号、相談対応時間等を、自治体のホームページや機関紙等に掲示する等により、広く住民に周知すること。

5. 機能要件

- (1) 患者からの相談があった際に、適切な医療機関を速やかに案内できるよう、その地域の「診療・検査医療機関（仮称）」や検査センターとその対応時間等を、把握しておくこと。
- (2) 患者からの相談に対しては、看護職員等が患者の症状や経過、感染者との接触歴（海外渡航歴等も含めて）、既往歴や持病の有無、かかりつけ医の有無等を聞き取った上で、適切な医療機関と適切な受診タイミングを案内するとともに、家庭内での感染対策や受診に当たっての留意事項などの指導を行える体制を整備していること。その際、自院を案内する場合には、受診時間等を調整すること、他院を案内する場合には、事前に電話した上で受診するよう伝えること。

厚生労働省発健0915第8号

令和2年9月15日

各都道府県知事 殿

厚生労働事務次官

(公印省略)

令和2年度インフルエンザ流行期における発熱外来診療体制確保
支援補助金（インフルエンザ流行期に備えた発熱患者の外来診療・検査体制確保
事業）の交付について

標記については、別添「令和2年度インフルエンザ流行期における発熱外来診療体制確保支援補助金（インフルエンザ流行期に備えた発熱患者の外来診療・検査体制確保事業）交付要綱」により行うこととされ、令和2年9月15日から適用することとされたので、通知する。

なお、貴職から貴管内の市区町村に対して通知するとともに、関係機関等に周知するようお願いする。

別 添

令和2年度インフルエンザ流行期における発熱外来診療体制確保支援補助金 (インフルエンザ流行期に備えた発熱患者の外来診療・検査体制確保事業) 交付要綱

(通則)

- 1 令和2年度インフルエンザ流行期における発熱外来診療体制確保支援補助金(インフルエンザ流行期に備えた発熱患者の外来診療・検査体制確保事業)については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号。以下「適正化令」という。)及び厚生労働省所管補助金等交付規則(平成12年労働省令第6号)の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

- 2 インフルエンザ流行期に備えて、インフルエンザ流行の規模が予測できない中で、多数の発熱患者等が地域の医療機関において適切に診療・検査を受けられる体制を整備することにより、感染症対策の強化を図ることを目的とする。

(交付の対象)

- 3 この補助金は、別に定める、都道府県の指定を受けた診療・検査医療機関(仮称)が発熱患者等専用の診察室(時間的・空間的分離を行い、プレハブ・簡易テント・駐車場等で診療する場合を含む。以下同じ。)を設けた上で、予め発熱患者等の対応時間帯を住民に周知し、又は地域の医療機関や受診・相談センター(仮称)と情報共有して、発熱患者等を受け入れる体制をとった場合に、外来診療・検査体制確保に要する費用を補助する。

(交付額の算定方法)

- 4 この補助金の交付額は、次により算出するものとする。
ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。
(1) 診療・検査医療機関(仮称)が発熱患者等専用の診察室を設けた上で、

予め発熱患者等の対応時間帯を住民に周知し、又は地域の医療機関や受診・相談センター（仮称）と情報共有して、発熱患者等を受け入れる体制を確保した時間に応じて、発熱患者等専用の診察室で受け入れる発熱患者等の想定受診患者数から、実際に発熱患者等専用の診察室で診療を行った発熱患者等の受診患者数を差し引いた人数に、外来診療・検査体制確保料として13,447円を乗じた額を算定する。

発熱患者等の想定受診患者数は、1日あたり20人を上限として、20人を7時間で除した数値に、診療・検査医療機関（仮称）が発熱患者等専用の診察室を設けて発熱患者等を受け入れる体制を確保した時間数を乗じた人数とする。ただし、診療・検査医療機関（仮称）が発熱患者等専用の診察室を設けて自院のかかりつけ患者及び自院に相談のあった患者である発熱患者等のみを受け入れる場合は、発熱患者等の想定受診患者数は、1日あたり5人を上限として、5人を2時間で除した数値に、診療・検査医療機関（仮称）が発熱患者等専用の診察室を設けて自院のかかりつけ患者及び自院に相談のあった患者である発熱患者等のみを受け入れる体制を確保した時間数を乗じた人数とする。

- (2) (1)に関わらず、実際に発熱患者等専用の診察室で診療を行った発熱患者等の受診患者数が0人の月（令和2年9月、10月は除く。）については、(1)の算定額を2で除した額を算定した額とする。ただし、過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）の過疎地域に所在する診療・検査医療機関（仮称）の場合は、この限りでない。
- (3) (1)及び(2)により算定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

（補助金の概算払）

- 5 厚生労働大臣は、原則として支払うべき額を確定した後、補助事業者が提出する精算払請求書に基づいて支払を行う。この場合において、厚生労働大臣は、補助事業者から適法な精算払請求書を受理してから速やかにこれをしなければならない。

ただし、補助事業者が概算払による支払を要望する場合は、厚生労働大臣は補助事業者の資力、補助事業の内容及び事務の内容等を勘案し、真にやむを得ないと認めた場合には、これを財務大臣に協議し、承認が得られた場合には概算払をすることができる。

（交付の条件）

- 6 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 都道府県が診療・検査医療機関（仮称）の指定を解除した場合には、指
定解除の日以降の経費については交付の対象から外れるものであるこ
と。
- (2) 事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、厚生労働大
臣の承認を受けなければならない。
- (3) 事業を中止し、又は廃止する場合には、厚生労働大臣の承認を受けな
ければならない。
- (4) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった
場合には、速やかに厚生労働大臣に報告してその指示を受けなければなら
ない。
- (5) 補助金と事業に係る証拠書類等の管理については次によるものとする。
 - ア 補助事業者が地方公共団体の場合
補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした第1号様式
による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠
書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中
止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度
の終了後5年間保管しておかなければならない。
 - イ 補助事業者が地方公共団体以外の場合
事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支
出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿等及び証拠書類を補助金の
額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を
受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。
- (6) この補助金に係る補助金の交付と対象経費を重複して、他の補助金を受
けてはならない。
- (7) 診療・検査医療機関（仮称）として都道府県に指定されている期間中は、
新型コロナウイルス感染症医療機関等情報支援システム（G-MIS）及び新
型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム（HER-SYS）に必
要な情報の入力を行うこと。

（申請手続）

- 7 この補助金の交付の申請は、第2号様式による申請書に関係書類を添えて、
厚生労働大臣が別に定める日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

（変更申請手続）

- 8 この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交
付申請等を行う場合には、7に定める申請手続に従い、厚生労働大臣が別に定

める日までに行うものとする。

(交付決定までの標準的期間)

- 9 厚生労働大臣は、7又は8に定める申請書が到達した日から起算して原則として1か月以内に交付の決定(決定の変更を含む。)を行うものとする。

(実績報告)

- 10 この補助金の事業実績報告は、事業完了の日から起算して1か月を経過した日(6の(3)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から起算して1か月を経過した日)又は令和3年4月10日のいずれか早い日までに第3号様式による報告書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

(補助金の返還)

- 11 厚生労働大臣は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。

(その他)

- 12 特別の事情により4、7、8及び10に定める算定方法、手続きによることができない場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。

なお、この補助金について、精算交付申請を行う場合は、別途指示する期日までに、第4号様式による申請書を厚生労働大臣に提出して行うものとする。

事務連絡
令和2年9月29日

各都道府県衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康局結核感染症課

令和2年度インフルエンザ流行期における発熱外来診療体制確保支援補助金（インフルエンザ流行期に備えた発熱患者の外来診療・検査体制確保事業及びインフルエンザ流行期に備えた発熱患者の電話相談体制整備事業）に関する
Q&A（第1版）について

「令和2年度インフルエンザ流行期における発熱外来診療体制確保支援補助金（インフルエンザ流行期に備えた発熱患者の外来診療・検査体制確保事業）の交付について」（令和2年9月15日厚生労働省発健0915第8号厚生労働省事務次官通知）により、令和2年度インフルエンザ流行期における発熱外来診療体制確保支援補助金（インフルエンザ流行期に備えた発熱患者の外来診療・検査体制確保事業）（以下「外来診療・検査体制確保事業」という）交付要綱について通知し、また、「令和2年度インフルエンザ流行期における発熱外来診療体制確保支援補助金（インフルエンザ流行期に備えた発熱患者の電話相談体制整備事業）の交付について」（令和2年9月15日厚生労働省発健0915第7号厚生労働省事務次官通知）により、令和2年度インフルエンザ流行期における発熱外来診療体制確保支援補助金（インフルエンザ流行期に備えた発熱患者の電話相談体制整備事業）（以下「電話相談体制整備事業」という）交付要綱について通知したところですが、別添のとおり、外来診療・検査体制確保事業及び電話相談体制整備事業に関するQ&A（第1版）を作成いたしましたので、ご留意いただきますようお願いいたします。

令和2年度インフルエンザ流行期における発熱外来診療体制確保支援補助金
(インフルエンザ流行期に備えた発熱患者の外来診療・検査体制確保事業及び
インフルエンザ流行期に備えた発熱患者の電話相談体制整備事業)に関する
Q & A (第1版)

令和2年9月29日 第1版

○インフルエンザ流行期に備えた発熱患者の外来診療・検査体制確保事業

- 1 診療・検査医療機関(仮称)の指定について、都道府県ごとの上限数はあるのでしょうか。
- 2 診療・検査医療機関(仮称)について、10月中に体制整備を行うこととされていますが、11月以降も指定できるのでしょうか。
- 3 診療・検査医療機関(仮称)の補助金について、国が直接執行するとのことですが、都道府県が予算措置をする必要はないのでしょうか。
- 4 診療・検査医療機関(仮称)について、発熱患者等専用の診察室を設けた上で発熱患者等の診療を行う以下のような医療機関も指定の対象となるのでしょうか。
 - ① 発熱患者等の診療を行い、インフルエンザの検査を行うが、新型コロナウイルスの検査を地域外来・検査センター等に依頼する医療機関
 - ② 発熱患者等の診療を行い、インフルエンザの検査及び新型コロナウイルスの検査を地域外来・検査センター等に依頼する医療機関
- 5 帰国者・接触者外来は、診療・検査医療機関(仮称)として補助の対象となるのでしょうか。
- 6 診療・検査医療機関(仮称)としての対応時間は、週単位で固定する必要があるのでしょうか。
- 7 診療・検査医療機関(仮称)が、発熱患者等専用の診察室を設けた上で、発熱患者等を受け入れる体制を確保した時間帯(診療・検査対応時間)に、他の疾患等の患者が来院した場合、同一の医師が発熱患者等専用の診察室で、他の疾患等の患者の診療を行うことは可能でしょうか。
- 8 診療・検査医療機関(仮称)が、発熱患者等専用の診察室を設けた上で、発熱患者等を受け入れる体制を確保した時間帯(診療・検査対応時間)に、他の疾患等の患者が来院した場合、同一の医師が発熱患者等専用の診察室とは別の診察室で、他の疾患等の患者の診療を行うことは可能でしょうか。
- 9 発熱患者等専用の診察室が複数あるとして申請するためには、具体的には、どのような体制が確保できていればよいのでしょうか。

10 地域外来・検査センターは、診療・検査医療機関（仮称）として補助の対象となるのでしょうか。

11 発熱患者等のオンライン診療のみを行う医療機関も、診療・検査医療機関（仮称）として補助の対象となるのでしょうか。

○インフルエンザ流行期に備えた発熱患者の電話相談体制整備事業

1 「地域の発熱患者等の土日祝日や夜間の電話相談業務を行う医療機関の指定は、受診・相談センター1か所あたり3医療機関まで」とあるが、県内における受診・相談センター数の3倍の医療機関数の指定を上限として、相談数の多い県内の一部の受診・相談センターにおいて3か所以上の医療機関に電話相談業務を依頼するとして指定することは可能でしょうか。

○インフルエンザ流行期に備えた発熱患者の外来診療・検査体制確保事業

1 診療・検査医療機関（仮称）の指定について、都道府県ごとの上限数はあるのでしょうか。

（答）

- 診療・検査医療機関（仮称）の指定について、都道府県ごとの上限数はありません。
- なお、地域における新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況やインフルエンザの流行状況等を踏まえて、各都道府県において適切に診療・検査医療機関（仮称）の指定・解除を行うとともに、診療・検査医療機関（仮称）において適切に診療・検査対応時間の設定を行うようにしてください。

2 診療・検査医療機関（仮称）について、10月中に体制整備を行うこととされていますが、11月以降も指定できるのでしょうか。

（答）

- インフルエンザ流行に備えた体制整備について、各都道府県において、10月中を目途に取り組むよう依頼していますが、11月以降も、地域における新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況やインフルエンザの流行状況等を踏まえて、各都道府県において適切に診療・検査医療機関（仮称）の指定・解除を行うようお願いいたします。

3 診療・検査医療機関（仮称）の補助金について、国が直接執行するとのことですが、都道府県が予算措置をする必要はないのでしょうか。

（答）

- 「インフルエンザ流行期に備えた発熱患者の外来診療・検査体制確保事業」の補助金については、医療機関に迅速に資金を交付する観点から、特例的に国が直接執行することとしており、各都道府県において、予算措置をする必要はありません。
- 各都道府県においては、診療・検査医療機関（仮称）の指定、指定状況の国への報告、受診方法と診療体制の周知、対象となる医療機関への補助事業の案内等に協力をお願いします。

4 診療・検査医療機関（仮称）について、発熱患者等専用の診察室を設けた上で発熱患者等の診療を行う以下のような医療機関も指定の対象となるのでしょうか。

- ① 発熱患者等の診療を行い、インフルエンザの検査を行うが、新型コロナウイルスの検査を地域外来・検査センター等に依頼する医療機関
- ② 発熱患者等の診療を行い、インフルエンザの検査及び新型コロナウイルスの検査を地域外来・検査センター等に依頼する医療機関

（答）

- 診療・検査医療機関（仮称）は発熱患者等専用の診察室を設けた上で発熱患者等の診療を行うものであり、ご質問の①・②の医療機関については、検査について依頼する地域外来・検査センター等と連携体制がとれており、また、他の要件を満たす場合は、診療・検査医療機関（仮称）の指定の対象となります。

5 帰国者・接触者外来は、診療・検査医療機関（仮称）として補助の対象となるのでしょうか。

（答）

- 帰国者・接触者外来についても、診療・検査医療機関（仮称）の指定を受けた場合には、「インフルエンザ流行期に備えた発熱患者の外来診療・検査体制確保事業」の補助金の対象となります。

6 診療・検査医療機関（仮称）としての対応時間は、週単位で固定する必要があるのでしょうか。

（答）

- 診療・検査医療機関（仮称）としての対応時間について、必ずしも週単位で固定する必要はありませんが、都道府県・保健所設置市・特別区、受診・相談センター、地域の医療機関間で情報共有し、発熱患者等に適切に診療・検査医療機関（仮称）を案内できるよう、事前に都道府県に報告する必要があります。

7 診療・検査医療機関（仮称）が、発熱患者等専用の診察室を設けた上で、発熱患者等を受け入れる体制を確保した時間帯（診療・検査対応時間）に、他の疾患等の患者が来院した場合、同一の医師が発熱患者等専用の診察室で、他の疾患等の患者の診療を行うことは可能でしょうか。

（答）

- 診療・検査医療機関（仮称）は発熱患者等専用の診察室を設けた上で発熱患者等の診療を行うものであり、同室において他の疾患等の患者を受け入れることは、発熱患者等専用の診察室とは言えず、指定の要件を満たさないことになるため、基本的に認められません。感染拡大防止の観点からも、他の疾患等のかかりつけ患者が発熱患者等の診療・検査対応時間以外の時間帯に来院するよう、当該時間帯をかかりつけ患者に明示することが推奨されます。
- ただし、発熱以外の急病患者が生じた場合等に、地域医療の実情等を踏まえ、やむを得ず、同一の医師が発熱患者等専用の診察室で、他の疾患等の患者の診療を行うことが生じ得ますが、こうした例外的な受入れの場合に限定して認められるものとします。その際も、動線分離、消毒、換気等の感染防止措置を行うこととしてください。
- 同一の診察室で他の疾患等の患者の診療を行った場合は、発熱患者等を受け入れる体制がそれだけ減少していると考えられることから、他の疾患等の患者数を「発熱患者等の想定受診患者数」から差し引いた人数を、同日の「発熱患者等の想定受診患者数」とします。

8 診療・検査医療機関（仮称）が、発熱患者等専用の診察室を設けた上で、発熱患者等を受け入れる体制を確保した時間帯（診療・検査対応時間）に、他の疾患等の患者が来院した場合、同一の医師が発熱患者等専用の診察室とは別の診察室で、他の疾患等の患者の診療を行うことは可能でしょうか。

（答）

- 診療・検査対応時間において、発熱患者等が来院した際に速やかに診療できる体制をとった上で、発熱患者等を担当する医師が発熱患者等専用の診察室とは別の診察室で、看護師の専任体制を確保して、他の疾患等の患者の診療を行うことは可能ですが、動線分離、消毒、換気等の感染防止措置を行うこととしてください。
- 発熱患者等を担当する医師が別の診察室で他の疾患等の患者の診療を行った場合は、発熱患者等を受け入れる体制がそれだけ減少していると考えられ

ることから、他の疾患等の患者数に1/2を乗じた人数を「発熱患者等の想定受診患者数」から差し引いた人数を、同日の「発熱患者等の想定受診患者数」とします。

9 発熱患者等専用の診察室が複数あるとして申請するためには、具体的には、どのような体制が確保できていればよいでしょうか。

(答)

- 空間的な分離を行った診察室が複数確保できており、かつ、複数の発熱患者等を同時に診療できる人員体制（医師や看護師を含めて、一人の発熱患者等の診療に必要な職員体制が複数あること）が確保できていればよい。

例：3つの診察室の場合は、3人の医師が診療できる体制

10 地域外来・検査センターは、診療・検査医療機関（仮称）として補助の対象となるのでしょうか。

(答)

- その地域外来・検査センターが、保険医療機関として発熱患者等に対して診療・検査を行っており、診療・検査医療機関（仮称）の指定を受けた場合には、「インフルエンザ流行期に備えた発熱患者の外来診療・検査体制確保事業」の補助金の対象となります。
- ただし、感染症予防事業費等国庫負担（補助）金で、地域外来・検査センターの運営にかかる人件費等の費用を補助している場合は、本補助金の対象とはなりません。

11 発熱患者等のオンライン診療のみを行う医療機関も、診療・検査医療機関（仮称）として補助の対象となるのでしょうか。

(答)

- 発熱患者等に対してオンラインでのみ診療を行い、対面で診療が必要になった場合は他の医療機関を案内する医療機関は、発熱患者等専用の診察室（時間的・空間的分離を行い、プレハブ・簡易テント・駐車場等で診療する場合を含む）を設けているとはいえないため、補助の対象とはなりません。
- 一方、発熱患者等専用の診察室を設けて、対面で診療・検査を行う体制を確保している診療・検査医療機関（仮称）が、その診療・検査対応時間に発熱患者等のオンライン診療を行った場合には、当該患者数も「実際の受診患者数」に加えて外来診療・検査体制確保料を算定します。

○インフルエンザ流行期に備えた発熱患者の電話相談体制整備事業

1 「地域の発熱患者等の土日祝日や夜間の電話相談業務を行う医療機関の指定は、受診・相談センター1か所あたり3医療機関まで」とあるが、県内における受診・相談センター数の3倍の医療機関数の指定を上限として、相談数の多い県内の一部の受診・相談センターにおいて3か所以上の医療機関に電話相談業務を依頼するとして指定することは可能でしょうか。

(答)

- 都道府県内の受診・相談センター数の3倍を当該都道府県の指定の上限として、一部の受診・相談センターには3か所以上の医療機関を地域の発熱患者等の土日祝日や夜間の電話相談業務を行う医療機関として指定することも可能です。